

7月8日から外国人住民の方への 新たな住基サービスが始まります



本年7月8日から、外国人住民の方についても住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の運用が開始されます。それにともない住民票コードが付番され通知されます。また、新たに住民票の広域交付が可能になります。申請により住民基本台帳カード（住基カード）が発行され、特定のサービスを受けることができます。

①住民票コードの通知について

町の住民基本台帳に登録のある外国人住民の方に郵送で通知します。

一部の行政手続きで住民票コードの記載を求められることがありますので、通知書は大切に保管してください。

②住民票の広域交付について

お住まいの市町村以外でも住民票の写しの交付を受けることができます。請求するときには、請求者の本人確認（住基カードのパスワード確認または「顔写真付身分証明書」の提示）と「広域交付住民票申請書」の提出が必要です。

③住基カード発行について

住基カードで次のサービスをご利用いただけます。

（1）住民票の写しを他の市町村で受け取れるサービス（住民票の広域交付）

（2）転入・転出手続きを簡略化するサービス（転入転出の特例）

（3）税の電子申告公的個人認証サービス

ご希望の方は顔写真（3.5×4.5 cm※顔写真付きカードの場合）をご準備のうえ、窓口でお申込みください。交付には約2週間かかります。

◆問い合わせ先
住民生活課
☎ 0859-54-5210

交付の際は、交付通知書、認印、手数料500円をご持参の上、手数料500円をご持参の上、「顔写真付身分証明書」の提示をお願いします。

4ケタのパスワードを登録していただきますので必ずご本人がお出かけください。

サービスの詳細については町のホームページ（<http://www.daisen.jp>）または、住民生活課窓口までお問い合わせください。

こちらもご参照ください

外国人住民に係る住民基本台帳制度について

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

住基ネットに関するFAQ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/net_FAQ/net_FAQ_jpn.pdf

住基カードに関するFAQ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/card_FAQ/card_FAQ_jpn.pdf

外国人住基コールセンター：0570-066-630

住民基本台帳カード
(住基カード) 更新は
お済みですか?

住基カードサービス開始から8月で10年が経ちます。住基カードの有効期限は10年間です。更新の必要な方は、住民生活課または各支所総合窓口課で手続きをしてください。更新は有効期限の3か月前から可能です。

◆更新に必要なもの

- ・お持ちの住基カード
- ・顔写真（3.5×4.5 cm）※顔写真付きカードの場合
- ・交付には約2週間かかります。交付の際は、送付する交付通知書、認印、手数料500円をご持参の上、「顔写真付身分証明書」の提示をお願いします。4ケタのパスワードを登録していただきますので必ずご本人がお出かけください。

◆問い合わせ先
住民生活課
☎ 0859-54-5210